

広報



かつうら

町民のうごき

世帯数	1,941	男	4,141
人口	8,419	女	4,278
		計	
出生	2	5	7
死亡	4	2	6
転入	10	14	24
転出	20	22	42

昭和49年2月1日現在

発行所 徳島県勝浦郡勝浦町

発行所 徳島県勝浦郡勝浦町 広報かつうら／昭和49年3月1日（第45号 毎月1日発行）郵便番号 771-43 印刷所 阿南市橘町 森本印刷



気ぜわしさもそつちのけ

*こんなのかな風景が…

3月、官庁の年度末、学校では学年末で、年度のしめくくりの月です。受験、進学、卒業に当るお子さんのいるご家庭では何とも気ぜわしい月です。

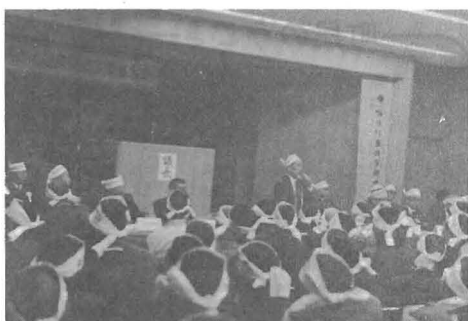
このような気ぜわしい中で、こんなのかな風景も見られます。ここは、畜産組合の1組合員の経営する中山の放牧場です。すぐ近くには、勝浦川の清流があり、ハイつりを楽しむ人の姿も見られます。

昭和44年からここで経営が始められ、その当時は10頭を飼育していましたが、現在では子牛23頭、親牛27頭が飼育されております。50アールある放牧場の周囲には牧柵がぐりと張りめぐらされています。昨年末の畜産共進会における数々の入賞牛もここでのんびり育てられたものだろう。

しかし、最近の物価高、物不足により「飼料が高くなり、また少なく、今までのように入手できにくくなった。」と経営者が頭をかかえていることも「モ一君たち」は知らない。

74

3月



農業政策の抜本的改革を要求

農林水産部 再生産資金の償還延長を確約

熱気あふれるみかん生産者総決起大会

去る一月三十一日、県農協会館において、県下みかん生産農家の代表約六〇〇人が集り、大会を盛大に催し、国、県に対してみかん農家の実情を強く訴えるとともに、政府の農業政策の抜本的改革を要求しました。

勝浦町からは、町長、町議会議員、農業委員、各区長、農協役員、販売委員等一六〇人が出席しました。

勝浦町長の開会のことばに始まり、久次米徳島県みかん暴落対策本部長が「諸物価の高騰、みかん価格の低迷にあえぐみかん生産農家は、緊急融資の償還はおろか、死活問題に発展する深刻な情勢にある。この際、生産者の経営と生活を守るために、国、県に対して、緊急ならびに恒久対策を強力に要請する運動を展開し、みかん危機を突

破したい。」とあいさつ。これに對して来賓として石川農林水産部長が「みかん生産者の苦しい現況はよくわかる。体をはって再生産資金の償還延長を確約する。」と力強いあいさつに万場われんばかりの声援があり、また熱気あふれる会場から次の提案があり、万場一致で決議されました。

みかん危機突破に 関する決議

昨年に引き続きみかん情勢は、ことのほか厳しいものがある。すなわち、中東戦争に端を発した石油危機は、大きく世界を揺り動かし、わが国も厳しい試練の場に立たされている。

なかでも豊作による価格の大暴落と、みかんの生産、包装資材の高騰ならびに諸物価の激騰は、われわれみかん農家の死活問題に発展する深刻な情勢となるに至った。

われわれみかん生産者は、県下八千果樹農家の切実な要求を結集し、

- 一 緊急融資の償還期限延長
- 二 果樹共済制度の充実強化
- 三 果実、果汁の輸入自由化阻止

写真／県農協会館でのみかん生

産者総決起大会

四 国家補償による減反運動の推進等要請事項の実現をはかり、もって豊作で真に喜べる農業政策の展開を国ならびに県に對し強く要請するものである。

要請重点事項

- 一 昭和四十七年度みかんの暴落緊急対策として制度化した再生産資金ならびに経営安定資金の償還期限を延長するとともに、利子補給の措置を継続すること。
- 二 生産資材および流通面における輸送燃料優先確保と、その需給措置を講ずること。
- 三 みかんの消費拡大対策として、学校給食にみかんを増加するなど、消費拡大措置を確立すること。
- 四 全国的な生産過剰に對処するため、みかん園の減反運動を推進し、転作補助金措置を講ずること。
- 五 果実、果汁の輸入自由化阻止の貫徹をはかること。
- 六 所得補償方式による果樹共済制度の充実強化をはかること。
- 七 本県における大型果汁工場建設の早期実現をはかること。

もう一度

考えて見よう

●節約と私たちの生活



手まめに消そう
不要な電気

わたしたちの生活の中で工夫すればまだまだムダをなくすることがたくさんあります。たとえば、家庭の不用品をお互いに交換しあって利用する。モノを捨てる前にもっと使えないかともう一度見直してみるなどわたしたちの暮らしを守る工夫や冠婚葬祭の簡素化、結婚祝いや香典返しの廃止等虚礼をなくした新しい生活のあり方を考えてみましょう。

こどもたちにも、モノの大切さを教えましょう。

燃料

▼一般家庭の入浴は、湯のさめないうちに続いて入り、また、ふたを完全にしたり、浮きぶたをつくるなどのくふうを。

▼湯わかし器は、たね火を忘れずに消しましょう。

産業課



横小児童が
交通事故

ゼロ

を願って

活発な活動

横瀬小学校(児童数三百二十四人)は交通安全母の会、小松島警察署の協力により、「ぼくたちの力で交通事故を防ぎ、楽しく登下校できるようにしよう」と自発的に昨年十二月、交通安全委員会を結成し、交通事故ゼロを願う活動を進めております。

最近、正木ダムの建設でダンブカーなどの通行が激しくなり、登下校する児童たちは危険がいっぱい。

一月には、運転者に「安全運転してね」などと書いたはがき、大の安全カードの配布、また、お母さんたちの持ち寄ったミカンをプレゼントする

とともに、車のガラスをきれいにふきながら事故防止を訴えました。

このほかに、登下校中の交通整理、交通安全ポスターづくりなどが行われており、ますます活発な活動が実施されることとしよう。

運転者のみなさんも、児童の「交通安全故ゼロへの願い」をむげんにこわすことのないよう安全運転を励行していただきたいものです。

安全運転の呼びかけ

横小六年

田村悦子(棚野)



一月十九日、今日は安全運転を運転手さんに呼びかける日。私たちの心のように空は青く清い。

授業が終わり、これから安全運転の呼びかけだ。「さあ、やるぞ。」うきうきせずにはいられなかった。安全運転の呼びかけは私達が考えたものだから。私たちは全校生徒の尊い真心のこもった運転手さんへのおくりものといえるでしょう。

全校生徒に書いてもらった作文を交通委員がしん査し、清書した色とりどりの色紙を運転手さんにみかんといっしょに渡したり、車のガラスをふいたりする運動である。

一台、二台...と通る自動車を、おまわりさんに止めてもらって「安全運転おねがいします。お気を付けて!!」といったつづけた。

わたしの言葉に対してはねかえってくるのは、

「ありがとう」という優しいひびきのある言葉だった。

しかし運転手さんの中には、私達の未じゆくな呼びかけに優しい笑顔で答えてくれる人ばかりではない。めいわくそうに私達の顔を見える人もあり、まぢまちであつた。

めいわくそうに私達の顔を見た人は、ほんのわずかであつたが、私達の胸には「きりつ」とこたえるものがあつた。

私達のいたらなかった点もあるだろう。しかし私達はいっしょうけんめいだった。だれもが純粋な気持ちでぶつかつていったのです。

呼びかけにやさしい笑顔でこたえて下さった運転手さん、ほんとうにありがとうございました。わたしは決して忘れません。あの暖かいやさしそうな笑顔....。

そして、この小さな呼びかけをもとに大きな事故の一つでもこの世から消え去ることを願っています。

電力

▼使わない室の照明は必ず消しましょう。

▼見ないテレビはスイッチを切る。(とくに、瞬間受像式テレビで長時間見ないときはプラグを抜いておきましょう。)

ガソリン

▼マイカー通勤は自粛し、近距離はバスや自転車の利用を。

▼不急、不要、目的のないマイカードライブの自粛を。

▼車は急発進、急加速などをしてしないよう安全運転と経済速度(時速四十キロ)を。

紙くず

▼新聞や雑誌、広告、包装紙ダンボールなど、ほとんどの紙は再生でき、チリ紙や板紙に姿をかえてまた使われます。まとめて、くず屋さんに出示しましょう。





今月の農作業メモ

柑橘（花芽発育開始、樹液の流動開始）

1 整枝、剪定

先月中旬に行った現地講習会で具体的なことを勉強されたことと思いますが、要点についてもう一度述べてみます。

勝浦みかんの欠点は、小玉果、黒点病被害果、風ズレ果、園内での作業能率の低下、隔年結果に代表されます。これらを解決に導くのは整枝、剪定以外にありません。次のような点を中心に実施してみましよう。

- 作業能率の向上を中心に考える。
- 密植園では思いきった間伐を行う。
- 樹が1本1本独立している成木園では高い枝を切り下げる。
- 若木や幼木については、従来からの開心自然型を中心

に支立てるが、主枝数は少くする。

- 株元に大きな傷害のある木や55年生以上の木は切り倒し、改植する。

2 不良系統樹の更新

早生みかんの先祖戻りした木、毎年腰高果の多い木、小玉果しかならない木、着色不良樹、その他栽培地に適していない系統が植えられている木を対象とし、3月下旬から4月上旬までに行う。

3 接木用穂木の採取と貯蔵

苗木育成用と不良系統更新のため品種、系統がはっきりしており、その特徴を備えている木より充実した春芽と夏芽から穂木を採取する。

採取後は直ちに摘葉し、厚手のビニール袋に入れ、空気を抜くように密封し、系統名を明示して貯蔵庫や納屋の温度の低い場所で保存しておくのがよい。

4 春肥の施用

貯蔵用みかん園の第2回目施用は下旬～4月上旬です。

施用量は10a当り4t収量目標園で、チッソ7kg、リンサン4.2kg、カリ5.6kgです。

早生園、早出し用園は今期に施用しない。

5 苗木の移植、定植

苗木の移植、定植は下旬～4月上旬が適期です。できるだけ根部に土を多くつけ、冬期に用意した植穴にしていねいに植える。

植付後は敷ワラ、灌水を行い支柱をたてる。

6 病虫害防除

冬期に越冬ダニ類防除のできていない園では、25日頃までに終るように行う。機械油乳剤95%製品の70倍液をむらなく散布する。

7 貯蔵管理と出荷

中旬以後になれば気温の高くなる日が多くなるので、夜明け前に冷い空気をとり入れるため貯蔵庫の窓を開放し、日の出直前に閉戸する作業を励行するとともに、腐敗果の点検を行うこと。

出荷については、各出荷機関の指示に従うこと。

参考までに2月上旬における果実分析結果を47年産果と比較してみますと次のとおりです。

47年産果 糖10.6 酸0.96
48年産果 糖8.54 酸1.00

8 その他

下旬になれば防風覆の除去、防風垣の刈り込みを行う。



農業技術センター
抜根中のチンホール

抜根機（チンホール）

の利用を

みかん園の老木改植に

伐採した株を簡単に引き抜く機械です。従来のチェーンブロッコに比べ数倍の能率が上がり、使用方法も簡単です。

老木改植を希望される方で小型フルトナーの利用できない畑ではぜひご利用ください。

料金は無料です。

この機械使用の注意点と特徴

●抜根能力

●自重 二六kg

●枝切りをする場合は根本から一・五～二mの高さを残しておくこと。

●支点を定めればワイヤロープの長さの範囲で機械の移動は簡単です。

現地講習会盛大に

勝浦町果樹研究会

勝浦町果樹研究会（会長塚福

一）では、きびしいみかん情勢に対処するため

一 消費者に喜ばれるみかんづくりを推進する。

二 貯蔵みかん生産地の名声を高める。

三 生産コストの低減と収益の増大をはかる。

以上を基本として、二月十四日から二十七日まで春の現地講習会を開催したところ約三五〇人の参加がありました。

また、今回の現地講習会から地区の担当技術者が次のとおり変わりました。

担当	技師	担当地区
前田	掛谷・中山・与川内・松尾（日浦山）・黄わだ	
長町	山西・中角・生名・与川内・横瀬（出見勢・前川）	
西野	中山・横瀬（出見勢・前川）・坂本・立石・内谷・黄わだ	
吉野	久国・棚野・棚野立川・富重・稼勢立川	
西	沼江・石原・今山・黒岩・星谷	

都合により、庫元・守田技師が担当することもあります。



徳島県でシイタケ栽培が行われかけたのは今から約30年前で、神山町鬼籠野地区が最初です。その後次第に県下各地に普及し、最近では原木の豊富な美馬、三好地方での生産が伸びています。

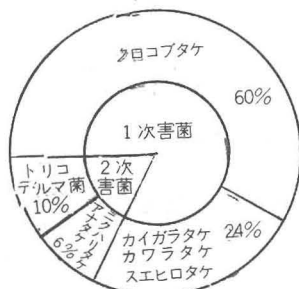
栽培歴の古いところでは、技術そのものはすすんでいますが、同じほだ場を長く使っているために害菌の発生が多く、大きな問題になっています。

現在、県下に発生している害菌の種類と効果的な防ぎ方についてお知らせします。

害菌の発生状況

害菌を大別すると、シイタケ菌がほだ木にまわる前に侵入する「一次害菌」と、シイタケ菌がまわったほだ木に侵入する「二次害菌」があります。

害菌の発生ひん度



ほだ付き率とシイタケの発生

県下のほだ付き率は68%で、

残り約32%は害菌に侵されていることになります。シイタケ菌が全面にまわったほだ木、すなわち、ほだ付き率100%時のキノコの収量は、ほだ木一代を通じて原木の重さの15%程度であります。本県のようなほだ付き率68%の場合は、原木重量のわずか6%程度です。このことから、ほだ付き率とシイタケ発生量には密接な関係があり、害菌の防除や管理を十分行えば収量の増加が可能になるわけです。

早期ほだ化

害菌をおさえてほだ付き率を高めるには、植菌した後菌糸を早く伸長させ「一次害菌」が侵入しないようにすることが一番です。そのためには地域の気象条件（気温）に合わせて植菌の時期を選ぶことと、植菌時の原木の含水率が菌糸の伸長に適した状態にすることが大切であります。

植菌の時期は3月上旬が適期です。

植菌時の原木の含水率

原木の含水率が55%程度のときに植菌した場合が菌の伸びがもっともよいようです。原木を伐採したときの含水率は66.5%程度ですが、55%を頂点として生木の場合も乾きすぎの場合もほだ付き率は悪くなります。含水率55%の目安は原木の重さが7%程度減少したときです。

次に含水率55%にするための具体的な作業の進め方について説明しますと

- (1) 2月上旬に原木を伐採し、玉切りして屋外で簡単なコモをかぶせて40日くらい置くと原木の重さは7%程度減少し、含水率は55%程度

になるので3月中旬に植菌する。

- (2) 12月に伐採を行ったものは、原木をそのまま枝をつけたままにしておき、2月下旬に玉切りして20日間くらいおき、3月中旬に植菌する。

- (3) 12月に伐採し、玉切りした原木をすぐ購入した場合は、そのまま屋外に置くと乾燥しすぎるので、やや厚めのコモなどに包んで管理するとよい。

このような方法で、3月中旬に原木の含水率が55%程度のときに植菌するのがもっともよいわけです。

一般的な管理

- (1) よいほだ場を選ぶ。
- (2) よい原木に多植する。
- (3) 天地返しをする。
- (4) クロン（PCP）1%液でほだ木の表面を噴霧消毒する。
- (5) クレオソートを木口に塗布する。
- (6) 被害の大きいほだ木は隔離、焼却処分する。

したがって、もうかるシイタケ栽培は、シイタケ菌のよくまわったほだ木をつくるのが一番大切であることはいまでもありません。

産業課

河原などにゴミを捨てないように

最近、町内の河原にみかんの皮などを捨てている人がありますが、これは廃棄物処理法に違反した不法投棄となります。違反した者は五万円

以下の罰金に処せられます。ゴミは自家処理するか、毎週土曜日に行っている廃棄物収集（お知らせ欄を参照ください）をご利用ください。住民福祉課

こんなことがないように...



不用犬の買上げは

●毎月第2火曜日

飼い犬を野放しにしたり捨てたりしますと野犬になり、人に危害を加えたり田畑をあらしたりして非常に迷惑をかけます。不用犬は毎月第二火曜日に買上げしますので、町役場までつれてきてください。

代金は（一犬につき）

生後三カ月以内は 一〇〇円
生後三カ月以上は 三〇〇円

住民福祉課

昭和49年度 住民税申告相談日程表

月日	該当地区	場 所	時 間
3. 1	沼江・石原	沼江センター	午前9時30分から 午後4時まで
3. 2	今山・山西掛	生比奈農協	〃
3. 4	星 谷	星谷公会堂	〃
3. 5	中 角	老人いこいの家	〃
3. 6	黒 岩	勝浦会館	〃
3. 7	生 名	町 役 場	〃
3. 8	棚野(立川含む)	〃	〃
3. 9	久 国	〃	〃
3. 9	中 山	中山公会堂	〃
3.11	横 瀬	勝浦町農協本部	〃
3.12	与 川 内	勝浦町農協所 勝浦町農業協同組合	〃
3.13	坂 本	坂本集会所	〃
3.14	坂 本	坂本集会所	〃
3.14	全 般	町 役 場	〃
3.15	全 搬	町 役 場	〃

申告期限は3月15日までとなっています。都合により最寄りの場所へ出向けないときは、14、15日に役場で申告をしてください。

昭和49年度

忘れずに「税の申告」を

町内各地で申告相談所をひらいています

二月号でもお知らせしました

が、昭和四十九年度住民税(県町民税)の申告受付と納税相談を次の日程により行っていますから、忘れないように申告をすませてください。

▼申告をしなければならぬ人

▼町内に住所があり、昭和四十八年中(一月一日から十二月三十一日まで)に所得のあった人で所得税のかからなかった人

(所得税の確定申告書提出不要の人)

▼給与所得者で、昨年中に給与以外の所得があった人

▼所得税の確定申告書提出不要の人

▼申告しなくてよい人

▼昭和四十九年一月一日現在公的扶助(生活扶助)をうけている人

▼給与所得のみで給与支払報告書の提出があった人

▼所得税の確定申告書を提出した人

▼青色事業者(青色決算書を提出した人)

▼申告に必要なもの

印鑑、会計帳簿、収支の証拠書類、生命保険等の領収書または証明書、身体障害者または軍人傷病手帳、源泉徴収票、その

他申告に必要な書類

▼所得税の確定申告について

税務署へ所得税の確定申告をしなければならぬ人で、農業所得等で所得の少ないときは、この住民税申告の際に申告できます。

▼注意

期限内に申告されないときは、税務署や町において決定します

が、不申告加算税が追徴されますから、必ず期限内に申告してください。

税務保険課

ムダな品物は買わず 節約のムードを

—物価問題をテーマに活発な対話が—

勝浦町婦人会を中心に、生活学校南部ブロック共同対話集会在1月25日に住民福祉センターで開催されました。



かれ、地域における実情を真剣に発表し、また不審な点は専門メンバーに質問するなどきびしい意見が出されていました。

分科会での話題を中心とした、最後の全体討議で結論として次のことを確認しました。

▼農協等を利用して共同購入し、節約のムードをつくる。

▼安くなる傾向もみられるので、必要な品物だけを購入する。

▼目先にはしらず、ムダな品物は購入しないよう心がける。

▼食料などで自家生産できるものは、できるだけ購入しない。

▼情報をつかみ、計画的な購入をするため家計簿をつける。

▼物価変動の激しいおり、購入にあたっては信用のある店を選ぶ。

今回の対話集会は、県民生活課、県用紙類卸協、町燃料関係、四国フードチェーン(株)、勝浦町農協、県消費者協会を専門メンバーに迎え「物価問題」をテーマに活発な対話が行われました。

家庭用燃料の部、日用品の部、食料品の部の三分科会に分

贈与税「特例」のあらまし

前号に引き続き、今回は特例のあらましと特例の適用を受けるための要件を簡単に述べてみます。

特例のあらまし

(一) 農業を
経営する個人
が、その推定

相続人のうち一人に、その経営する農地の全部および採草放牧地のうち三分の二以上の面積を贈与した場合の贈与税は納期限が延長されます。

延長期限は、その贈与者の死亡による相続についての相続税の納付期限までです。

(二) 贈与者が死亡した場合に、先に贈与された農地および採草放牧地は相続財産に含めて相続税を課税されます。

その相続税額は、相続税法で定めるところにしたがって計算した金額から、先に課税された贈与税額で納期限の延長を受けているものを控除した金額となります。

(三) (二)の相続税額から控除する贈与税額の方が多い場合は、その相続税額に相当する金額しか納める必要はありません。

納期限の延長を受けて納める贈与税額について、金銭によって納めることがむずかしいとき

は、申請によって贈与を受けた農地または採草放牧地で物納することが出来ます。

贈与税についての納期限の延長が認められるための要件

次のすべてに該当していることが必要です。

(一) 期間等

昭和三十九年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までに

贈与された農地または採草放牧地で、贈与者が過去に一度もこの特例を受けたことがないこと。

(二) 贈与者の資格

贈与者は、農地または採草放牧地の贈与をした日までに三年以上引き続き農業を営んでいた個人であること。

(三) 受贈者の資格

贈与を受ける者は、贈与者の推定相続人のうちの一人で、次に掲げる要件のすべてに該当する個人であること。

▼ その贈与のあった日における年齢が二十歳以上であること。

▼ その贈与のあった日まで

三年以上引き続き農業に従事していたこと。

▼ 贈与後すみやかに贈与財産に係る農業を営むこと。

(四) 面積制限

贈与を受けた財産は、贈与者の農業の用に供していた農地の全部および採草放牧地のうち三分の二以上の面積の土地であること。

(五) 申告期限

贈与を受けた者（贈与税の納税義務者）は、贈与税の申告書を法定申告期限までに提出するとともに、納期限の延長の適用を受けたい旨および必要な事項を記載した書類をその申告書に添付すること。

贈与税の法定申告期限は、贈与を受けた年の翌年の三月十五日です。

(六) 担保

納期限の延長を受ける贈与税額に相当する担保を提供すること。

次号では贈与税の納期限延長の手続き・更新等を掲載します。

農業委員会事務局

農業振興地域整備計画

農地転用の許可はされず★

県知事認可

農業振興と農業施策の基本となる勝浦町の農業振興地域整備計画は、二月一日付で徳島県知事の認可がありました。

この計画は、昭和四十七年の各地区における周知会、農家の意向調査と農地の利用計画の申告、昭和四十八年六月の関係者への縦覧により決定した農用地利用計画を主体とするもので、次の内容からなっています。

一 農用地利用計画
二 農業生産基盤の整備、開発計画

三 農地等の権利取得の円滑化計画

四 農業近代化施設の整備計画

この計画により確定した農用地区域内の土地は、定められた用途どおり利用しなければなりません。したがって、農地転用の許可はされず、また、田畑等の用途区分を守らなければなりません。

農用地区域内の農地に対しては、優遇措置があります。



農道、用排水、土地改良などの補助事業、融資の事業については、国、県の援助が優先的に実施されます。

農地を町長の勧告や農業委員会のあつせんなどにより譲渡した場合の所得税、取得した場合の不動態取得税の軽減措置があります。

経済事情の変動その他情勢の推移により、計画を変更する必要があるときは、知事の認可を受けて変更することがあります。

整備計画書の写しを町役場に備えて縦覧しています。詳細については、産業課へ照会してください。



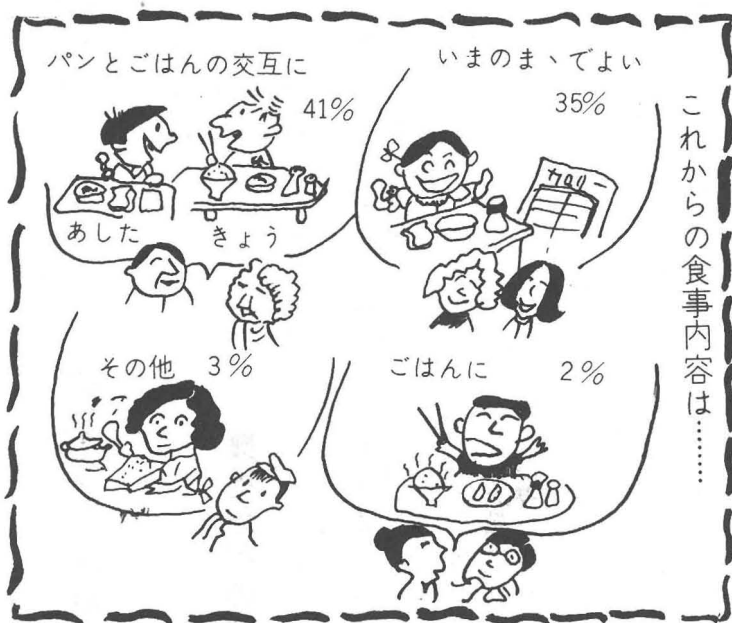
栄養を主に

“こどもの好み”もとり入れてほしい

——学校給食に対する保護者の意見調査から——

1月下旬にみなさんにお願ひしました意見 調査がまとも
りました。概要については次のとおりです。

- 【問一】あなたは給食の食事内容をもとにしたらいと思ひますか。
- イ 現在のままでよい 35%
 - ロ 主食をごはんにかえたらよい 21%
 - ハ パンとごはんの主食がよい 41%
 - ニ その他 3%
- 【問二】お子さんはパンについてどのようないわれていますか。
- イ おいしい 48%
 - ロ おいしくない 34%
 - ハ わからない 18%
- 【問三】おかずについてはどのように献立してゆくのがより喜んでもらえるでしょうか。
- イ 栄養を主に考えてゆくの
がよい 44%
 - ロ こどもの好みをもつと
りいれてやるのがよい 40%
 - ハ なんともしえない 15%
 - ニ その他 1%
- 【問四】現在の給食費について
はどのように考えられますか。
- イ 物価高のおり、やむをえ
ない 41%
 - ロ 食事内容がよければ給食
費は問題ない 31%
 - ハ 適正な給食費である 19%
 - ニ 高いように思ふ 9%
- 【問五】あなたの家庭では食事
について指導していますか。
- イ 指導している 37%
 - ロ 指導していない 10%
 - ハ とくとき指導している 53%



【問六】あなたのお子さんは朝
食をきちんととっていますか。

- イ じゅうぶんとしている 53%
- ロ 少ししか食べない 42%
- ハ 食べない 5%

以上の問題を取りあげ、ご父
兄のご意見をお伺ひしましたが、
このほかにも問題点はいろいろ
あり、建設的な指導も数多く
ありました。

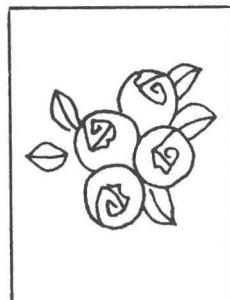
学校給食もその時代に即応し
た内容に推移しているようであ
ります。

本町給食センターも九年めを
むかえています。今回の意見
調査を参考にし、五十年代への
指針として活用していきたいと
思っております。

今後、児童の体力の向上と幸
福のために、本町の学校給食が
ますます進展し、向上するよう
努力したいと思ひますので、み
なさんのご協力をお願いします。

ご結婚おめでとう

生 名 戸川 茂一
阿南市 岡久喜久子
沼江 岡田 元
徳島市 藪内 京子
三 溪 堀 弘明
徳島市 田中 紀子
徳島市 伊藤 豊
坂 本 平品 良美
坂 本 福本 正和
中 角 山下 昭子
中 角 長谷 登
徳島市 米田アケミ
三 溪 小関 敬和
坂 本 鴻本 道子



町議会3月定例会

3月上旬

開会予定

町議会三月定例会は、
上旬に開催される予定
です。定例会では、町
政に対する一般質問が
行われます。町議会は、
議長の許可を得て傍聴
することができます。

長寿会

建国記念式・健康祭開催さる

午後からは芸能大会も



福祉センターでの建国記念式

去る二月十一日建国記念日に、勝浦町連合長寿会（市川歡雄会長・会員四百三十名）の主催による建国記念式および健康祭が住民福祉センターで開催されました。その席上八十八歳の米寿（べいじゅ）四名、八十歳の八十（さんじゅ）十名に健康を祝し、記念品がおくられました。

午後からは芸能大会が行われ歌に踊りになごやかな一日を過ごしました。

観正寺境内に

頌徳の碑

このほど、故柳田義八郎氏（生名）の遺徳を偲んで、有志の人達が、地元「観正寺」の境内に建設したものです

故柳田氏は、二十七歳にして生比奈村助役となり、昭和七年村長に当選、以来、三期十年の長きにわたり数々の業績を残しました。

特に果樹園造成のための経済更正事業に取り組み、その成果は、今日のみかんの町「勝浦町」を築いた基礎となりました。



更正事業に取り組み、その成果は、今日のみかんの町「勝浦町」を築いた基礎となりました。

勝浦歌壇

故郷に戻りて見ればダム工事進みて山のかたち変えいる

初恋の小さき炎消えぬまま静かに抱きて三十路近づく

半世紀家計支えし密柑園無量の思いこめて今日切る

優しさは言わず瞳を見交せば一杯の酒心に沁みる

痛きまで掌に凍む寒の水汲みて濯ぎつ偲ぶ戦中の日々

励ましの言葉撰りつつ受験日の迫りし吾子のスランブを聞く

小鳥犬なべて敏捷によぎり行く視野の限りは冬ざれのいろ

そよ風に心も解けて今日の日の二十四時間たっぷりありし

我が性に合いて楽しい菜作りの四十年目に握りいる鋏

露に濡るる陽かげの中に積葉のほのかに甘き香を纏ふなり

炭焼くと夫が打ち振る斧の音の冴えて明るし冬日照る山

蜘蛛糸の如く光れる釣糸の川面は春の匂い湛える

横瀬 線勢 広英

たばこは町内で
買いましょう



お誕生おめでとう

坂本 久積 春男
徳島市 喜志 光子
生名 多田 秀男
坂本 河野 美音

おくやみ申します

三溪 中野 功 二男 俊文
三溪 桑原義之 長女 美紀
生名 小林順次 長女 久子
星谷 岩田 強 長男 敏雄
生名 仲田豊光 三男 源万
坂本 西浦敏晴 長女 初美
星谷 国清 榮 長女 亜紀
中角 西 廣美 長女 美保
三溪 溝内英男 二男 傳二
沼江 西野菊男 長女 友紀
棚野 久保忠清 二男 知之

沼江 藤木 武七 (74才)
三溪 栗城 愛蔵 (95才)
生名 時本ユキノ (92才)
棚野 鶴澤 花蔵 (69才)
沼江 入田ユキエ (77才)
三溪 山口 重樹 (72才)
生名 吉本チエ子 (61才)
三溪 武藤与三太郎 (74才)
三溪 小林 勤 (40才)
三溪 石花 ヤエ (88才)



お知らせ

固定資産課税台帳の縦覧

地方税法第415条の規定による固定資産課税台帳の縦覧は、毎年3月1日から20日までと定められておりますが、地方税法の改正案が今国会に提出されておりますので、この成立をまって縦覧に供します。ついては、本年に限り4月中に20日間縦覧に供する予定でありますから、あらかじめご了承ください。

老人健康審査

3月1日から3月30日までの間、勝浦病院において、昭和48年4月1日現在で65歳以上（すでに老人医療受給者を除く。）の老人を対象として老人健康審査を実施します。

該当者については先に受診券を交付してありますので、受診券の診査期日に必ず受けてください。

乳児ツベルクリン検査とBCG接種

- ★月日 3月27日（水）
- ★時間 午後1時30分～3時
- ★場所 勝浦町住民福祉センター
- ★料金 無料
- ★該当者
 - 昭和46年9月1日から昭和47年8月31日までの出生児
- ★母子手帳をご持参下さい。

百日咳・ジフテリア・破傷風の3種混合予防接種

- ★月日 3月26日（火）
- ★時間 午後1時30分～3時
- ★場所 勝浦町住民福祉センター2階
- ★料金 無料
- ★該当者
 - 昭和48年2月1日から昭和48年9月30日までの出生児
 - 昭和48年1月31日以前に生まれた者で、3回接種を受けていない者
- ★追加接種者
 - 3回目の接種後満1か年を経過している者（母子手帳31ページをみてください。）
- ★接種を受けることのできない者
 - 「はしか」や他の予防接種後1か月を経過していない者
 - 発熱、心臓病、リンパ性体質等で、医師から不适当と認められた者
- ★母子手帳をご持参ください。
- ★当日体温を計ってください。

乳児検診

- ★月日 3月22日（金）
- ★時間 午後1時30分～3時受付
- ★場所 勝浦病院
- ★料金 無料
- ★該当者
 - 乳児
 - 昭和48年1月1日から5月31日までの出生児及び昭和48年11、12月生れの者
- ★母子手帳をご持参ください。

国民健康保険被保険者証検認実施日程表

地区	月日	時間	場所
坂本	3月25日（月曜日）	午前9:00～11:00	坂本集会所
		午後12:30～1:30	坂本事業所
与川内	"	午後2:00～5:00	与川内事業所
中山横瀬	"	午前9:00～12:00	横瀬事業所
棚野	"	午後1:30～3:00	棚野公会堂
久国	"	午後3:30～5:00	役場
星谷	3月26日	午前9:00～11:00	星谷公会堂
黒岩中角	"	午後1:00～3:00	老人会館（旧生北谷公民館）
今山	"	午後3:30～4:30	今山公会堂
生名	"	午前9:00～11:30	生名センター
山西	"	午後12:30～2:00	山西公会堂
掛谷	3月27日	午前9:00～10:00	掛谷公会堂
沼江石原	"	午後1:00～3:00	沼江青年センター
中谷	"	午前8:30～5:00	役場

国民健康保険者証の検認

——必ず指定日に——

現在使用中の被保険者証（藤色）は、三月三十一日をもって有効期限が満了します。四月一日以降の診療については検認済の被保険者証でなければ治療できません。

ついては、次の日程により係員が指定地区に出張しますから、当日必ず検認を受けてください。被保険者の方で社会保険に加入、脱退等により異動があるときは、印鑑を持参して届出をしてください。

出生、死亡、転入、転出、転居、世帯主変更等の異動のときも住民福祉課へ届出してください。

届出の際は必ず被保険者証をご持参願います。

なお、当日差し支えのある方は、近所の方におことづけ下さってもけっこうです。

国保係から